

みやぎ移住・定住推進県民会議設置要領

(名称)

第1条 本会は、みやぎ移住・定住推進県民会議(以下「県民会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 大都市圏から宮城県への移住の推進と、移住者の地域への定着, さらにそれによる地域の活性化を図っていくための受入体制の整備や情報発信について, 行政, 関係団体, 移住者を含めた住民等が連携・協力していくことを目的とする。

(会員)

第3条 県民会議は, 以下各号に定める者を会員とする。

- (1) 県, 市町村及び関係団体等
- (2) 前条の設置目的に賛同する団体及び個人

(活動内容)

第4条 県民会議は, 第2条の目的を達成するため, 次の活動を行う。

- (1) 各会員の取組に関する情報交換
- (2) 他都道府県を含めた地域における先進的取組に関するセミナー
- (3) 有識者による講演会
- (4) その他

(事務局)

第5条 県民会議の事務を処理するため, 宮城県震災復興・企画部地域復興支援課に事務局を置く。

附 則

この要領は, 平成27年7月21日から施行する。